

豊川市有価物回収事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、ごみの減量化と資源の再利用を積極的に推進するため、自主的に資源回収運動を展開し、実績を上げた団体に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市有価物回収事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象団体)

第2条 補助金の交付対象団体は、豊川市内に活動拠点をもち、営利を目的としない団体で、次に掲げる要件を備えていること。

- (1) 有価物回収を1年度に2回以上実施すること。または、複数の団体で協力して1年度に2回以上実施すること。
- (2) 一般家庭の有価物を回収すること。

(実施計画書)

第3条 補助金を受けようとする団体（複数の団体で協力して事業を実施するときは、代表となる団体）は、毎年度、有価物回収実施前に、有価物回収事業実施計画書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助対象品目及び補助額)

第4条 補助対象品目は、次のとおり（ごみステーションからの持ち出し、及び事業所や商店からの排出によるものを除く。）とする。

新聞、ダンボール、牛乳パック、雑誌などの紙類、金属・缶類、布類、ペットボトル、白色トレイ、びん類
--

- 2 補助額は、補助対象品目ごとの重量（ただし、びん類については、重量によりがたい場合、次表の区分により本数に1本あたりの換算率を乗じて得た重量）を合計し、これに1キログラムにつき4.5円を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

びんの種類	1本あたりの換算率
2リットルびん、1.8リットルびん	1キログラム
ビール大びん、1リットルびん	0.5キログラム
900ミリリットルびん	0.4キログラム
上記以外のびん	0.3キログラム

(交付申請)

第5条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、豊川市有価物回収事業補助金交付申請書（様式第2号）とする。

- 2 補助金の交付を受けようとする団体は、有価物回収事業実施後、前項の申請書に業者の取引伝票を添付し、速やかに提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第2項により提出された申請書及び業者の取引伝票を基に有価物共同集荷計算書（様式第3号）を作成し、申請額等に誤りのないことを確認した上で、補助金の交付を決定する。

- 2 前項の交付決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条に規定する市長の定める期日は、前条の通知書を申請者が受領した

日から起算して、10日を経過した日とする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 市長は補助金交付決定通知を受けた団体からの請求により、補助金を交付するものとする。

(決定の取消通知書)

第9条 規則第9条第3項及び規則第16条第4項において準用する規則第7条の規定により行う通知は、補助金交付決定取消通知書(様式第5号)による。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の豊川市有価物回収事業補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている豊川市有価物回収事業補助金交付申請書その他の用紙は、改正後の豊川市有価物回収事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1号

有 価 物 回 収 事 業 実 施 計 画 書

年 月 日

豊 川 市 長 殿

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話

このことについては、下記のとおりです。

記

月 別	実 施 団 体 名
4 月	
5 月	
6 月	
7 月	
8 月	
9 月	
10 月	
11 月	
12 月	
1 月	
2 月	
3 月	

※各団体の実施計画を豊川市のホームページに小学校区ごとに掲載しています。この計画をホームページに掲載してもよろしいですか。

(はい・いいえのいずれかにチェックし、「はい」の場合は、小学校区を記入してください。)

はい (小学校区)・ いいえ

様式第2号

豊川市有価物回収事業補助金交付申請書

年 月 日

豊川市長 殿

申請者 住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話

月に有価物共同集荷を実施したので、豊川市有価物回収事業補助金交付要綱第5条により、下記補助金を交付してください。

記

金

円

添付書類

取引伝票

様式第3号

有 価 物 共 同 集 荷 計 算 表

年 月 日

(団体名)

取引品目及び重量

品 目		重 量			
新 聞		k g			
雑 誌					
ダンボール					
布 類					
金 属 類					
牛乳パック					
スチール缶					
アルミ缶					
び ん 類					
小 計					
重量のわからないびん類	種類	本数	換算率	重量	
	2リットル・1.8リットルびん	本	1 k g	k g	
	1リットル・ビール大びん		0. 5		
	900 ミリリットルびん		0. 4		
	ビール中・小等のびん		0. 3		
	その他のびん		0. 3		
	小 計				k g
合 計					k g
補助金額 (合計重量×4.5円)					円

様式第4号

年度補助金交付決定通知書

豊川指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のありました豊川市有価物回収事業補助金について、下記のとおり交付します。

年 月 日

豊 川 市 長



記

交付決定額

円

様式第5号

年度補助金交付決定取消通知書

第 号

様

年 月 日付 第 号の豊川市有価物回収事業補助金については、下記のとおり取り消します。

年 月 日

豊川市長



記

取消しの理由

取消し内容